

アレルギー疾患対策基本法と
都道府県における
アレルギー疾患対策のあり方

加藤則人

京都府立医科大学大学院医学研究科皮膚科学

アレルギー疾患対策基本法

- 現在、国民の約二人に一人が、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患していると言われており、その患者数は近年増加傾向にあり、重大な問題となっている。
- 地域によっては、適切な医療を受けられる体制の整備が進んでおらず、情報が少ないために適切な医療機関を選択できず、誤った民間療法で症状が悪化する場合も少なくない。
- このような状況に鑑み、総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、平成26年6月20日に「アレルギー疾患対策基本法」が成立し、平成27年12月25日から施行されることとなった。

アレルギー疾患対策基本法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルギーに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものである

アレルギー疾患対策基本法（抄）

（基本理念）

第三条 アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、第三章に定める基本的施策その他のアレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること。

二 アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「**アレルギー疾患医療**」という。）を受けることができるようにすること。

三 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けられるよう**体制の整備**がなされること。

四 アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年3月21日 告示)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第十一条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ① アレルギー疾患を有する児童等が適切な学校教育を受けられるよう助言・指導
- ② 児童福祉施設、老人福祉施設等を利用するアレルギー疾患を有する者への適切な啓発
- ③ 社会教育の場を活用したアレルギー疾患の正しい理解の推進
- ④ 乳幼児健診等での保健指導・受診勧奨、適切な情報提供の実施
- ⑤ アレルギー疾患の重症化予防・症状軽減の適切な方法に関する啓発・普及
- ⑥ 環境基準の確保
- ⑦ 花粉飛散状況の把握、情報提供、森林の適正な整備
- ⑧ 受動喫煙の防止などによる気管支喘息の発症及び重症化予防
- ⑨ アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的検証の実施
- ⑩ 食物アレルギー表示の適切な情報提供の推進
- ⑪ アレルギー疾患に関する最新の正しい知見や情報の周知

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ① アレルギー疾患医療に携わる医師に対して、医師会等や関係学会と連携した最新の知見に関する情報提供
- ② 医療従事者の育成を行う大学等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実
- ③ 関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の活用した医療従事者の知識の普及及び技能の向上
- ④ ホームページ等を通じたアレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者及びアレルギー疾患医療提供機関の周知
- ⑤ 居住地に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援が受けられるよう、アレルギー疾患医療提供機関の整備
- ⑥ 中心拠点病院や都道府県拠点病院、地域の拠点の医療機関、かかりつけ医の連携協力体制の整備

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年3月21日 告示)

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

(続き)

- ⑦ 中心拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、研究、医療従事者の育成の推進
- ⑧ 診断困難例に対する適切な対応を行うための仕組み作り

四. 調査及び研究に関する事項

- ① 疫学調査によるエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的なガイドラインの改訂
- ② 最新の科学的知見に基づく医療の周知・普及・実践の程度について、継続的な把握と評価
- ③ アレルギー疾患の本態解明、アレルゲン免疫療法をはじめとする根治療法の発展と新規開発
- ④ 研究体制の整備を通じたアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発並びにアレルギー疾患の病態解明等の研究の推進
- ⑤ 疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ① アレルギー疾患医療に携わる職種に対する、関係学会等と連携した研修会等の実施
- ② アレルギー疾患医療に携わる職種を養成する大学等での教育におけるアレルギー疾患に対する教育の推進
- ③ アレルギー疾患医療に携わる職種の関係学会等が有する認定制度等の有効活用
- ④ 学校、児童福祉施設、放課後児童クラブの職員等に対するガイドラインの周知とアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の実施
- ⑤ 老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発
- ⑥ アナフィラキシーショックを起こした方に対する平時からの体制整備と正しい対処法の啓発
- ⑦ アレルギー疾患を有する者への両立支援
- ⑧ アレルギー疾患を有する者やその家族に対する相談体制の整備
- ⑨ アレルギー疾患を有する者への正しい理解のためのウェブサイト等の充実
- ⑩ 地方公共団体においてアレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署または担当者の設置
- ⑪ 地方公共団体における地域の実情に応じた施策の策定及び実施
- ⑫ 平常時・災害時における、国、地方公共団体の実施すべき役割の整備
- ⑬ 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
- ⑭ アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告

序文（抜粋）

- 我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致命的な転帰をたどる例もある。
- 近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのっとり医療のさらなる普及が望まれている。
- 国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのっとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

イ 地方公共団体は、基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対して、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっている。また、適切でない情報を選択したがゆえに、科学的知見に基づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪する例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民がアレルゲンの除去や回避を含めた重症化予防の方法、症状の軽減の方法等、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識を習得できるよう、国民に広く周知する*こと並びにアレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組を進める。

*アレルギーポータル<https://allergyportal.jp/>

第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

（1）今後の取組の方針について

国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどからアレルギー疾患医療の提供体制の地域間格差の大きさが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

（2）地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

- ア 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するためにアレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。
- イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

アレルギー基本指針で指摘されている主な課題

- 医療提供体制の地域間格差が大きい
- 医療従事者、学校等関係者ら全体の知識の拡充、技能の向上
- 国民が適切な情報を入手できる体制の構築

アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

- 平成29年3月に策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年7月に報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示し、都道府県に対して局長通知を発出した。

● 中心拠点病院の役割

- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う。
- ・ 国民や医療従事者に対してウェブサイトや講習会を通じたアレルギー疾患に関する適切な情報提供
- ・ 都道府県拠点病院の医療従事者の育成、研修や講習会で活用できる教材などの作成、提供
- ・ 国の疫学調査、臨床研究への協力
- ・ 全国拠点病院連絡会議を開催し、都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行い、均てん化に向けた取り組み等につき協議を行う

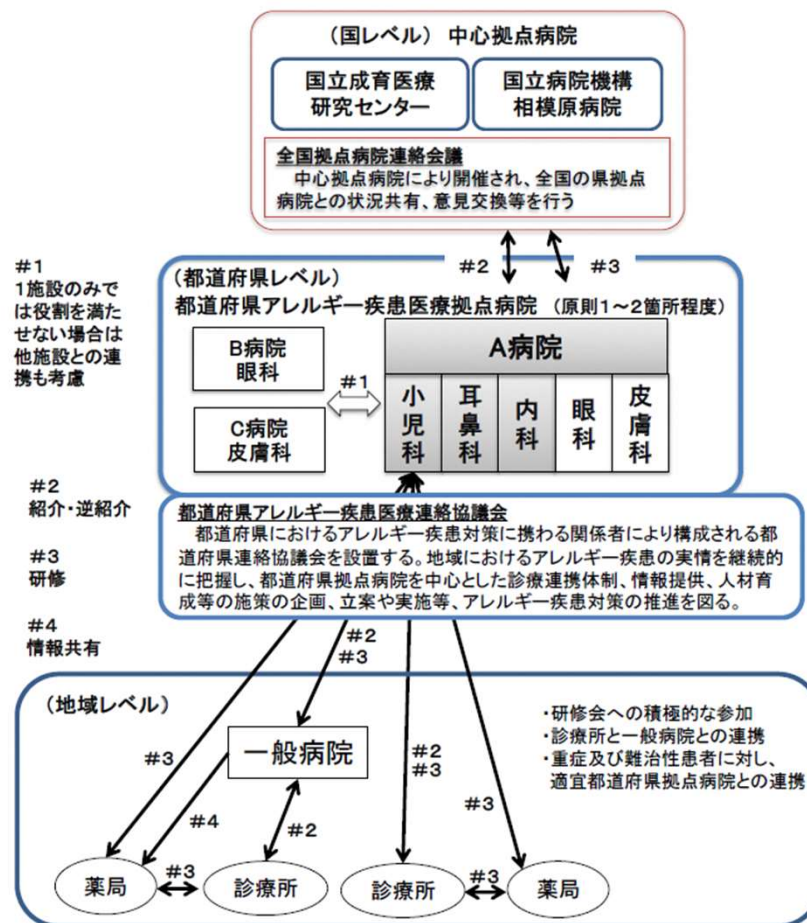
● 都道府県拠点病院の役割

- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う
- ・ 患者やその家族、地域住民に対する適切な情報提供、講習会や啓発活動に主体的に取り組む
- ・ 都道府県の医療従事者、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員に対する講習
- ・ 都道府県のアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- ・ 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会で検討されるアレルギー疾患対策に、主体的に取り組む

● かかりつけ医、薬局の役割

- ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う
- ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る

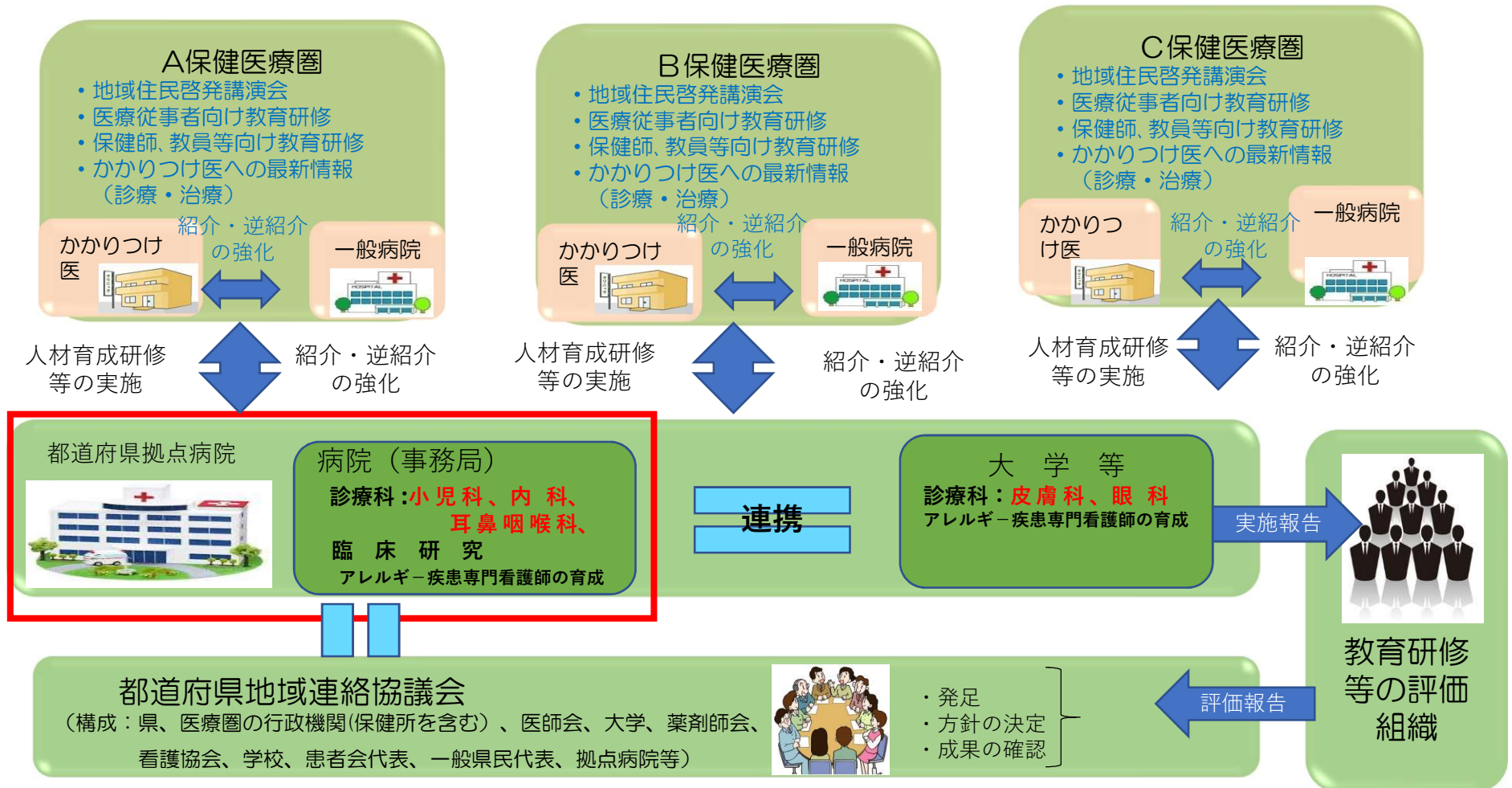
アレルギー疾患医療における連携のイメージ図



都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割の具体的内容についての例示 別紙2

| ① 診療 (A:拠点病院として実施すべき事項、B:将来的に実施することが望ましい事項) | | | |
|--|---|--------------------|--|
| 目的:関係する診療科が連携した、診断が困難な症例、重症および難治性アレルギー疾患の正確な診断・治療・管理 | | | |
| 診断 | アレルギー全般 | A | アレルギー同定の検査実施および評価(血液検査、プリックテスト、パッチテスト等) |
| | | A | アナフィラキシーの原因同定 |
| | 肺及び下気道領域 | A又はB | 肺機能検査(A)・呼気NO測定(A)・呼吸抵抗測定(A)・気道過敏性試験(B)等を用いた評価 |
| | | A | 気管支喘息及び鑑別疾患の正確な診断 |
| | 皮膚領域 | A | アトピー性皮膚炎の正確な診断 |
| | | A | 重症及び難治性アレルギー性皮膚疾患の正確な診断 |
| | 上気道領域 | A | アレルギー性鼻炎の正確な診断 |
| | | A | 下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の正確な診断 |
| | 眼領域 | A | アレルギーが関与する眼疾患の正確な診断 |
| | 食物アレルギー領域 | A | 運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施および評価 |
| B | | 重症および難治性食物アレルギーの診断 | |
| 治療 | アレルギー全般 | A又はB | アレルギー免疫療法の実施(舌下(A)・皮下(B)) |
| | 肺及び下気道領域 | A | 重症及び難治性気管支喘息の治療 |
| | 皮膚領域 | A | 重症及び難治性のアトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患の治療 |
| | 上気道領域 | A | 重症及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療 |
| | 眼領域 | A | 重症及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療 |
| | 食物アレルギー領域 | B | 重症及び難治性食物アレルギーの治療 |
| | 管理 | アレルギー全般 | A |
| ② 情報提供 (拠点病院として実施すべき事項) | | | |
| 都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携) | 患者やその家族に対する定期的な講習会 地域住民に対する啓発活動 | | |
| ③ 人材育成 (拠点病院として実施すべき事項) | | | |
| 都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携) | 都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修 保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する研修 | | |
| ④ 研究 (拠点病院として実施すべき事項) | | | |
| 都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携) | 都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析 国が長期的かつ戦略的に推進する大規模な疫学調査や臨床研究等に協力 | | |
| ⑤ その他 | | | |
| 都道府県拠点病院 | 学校や保育所等、各都道府県の教育機関が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、医学的見地からの支援 | | |

アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル

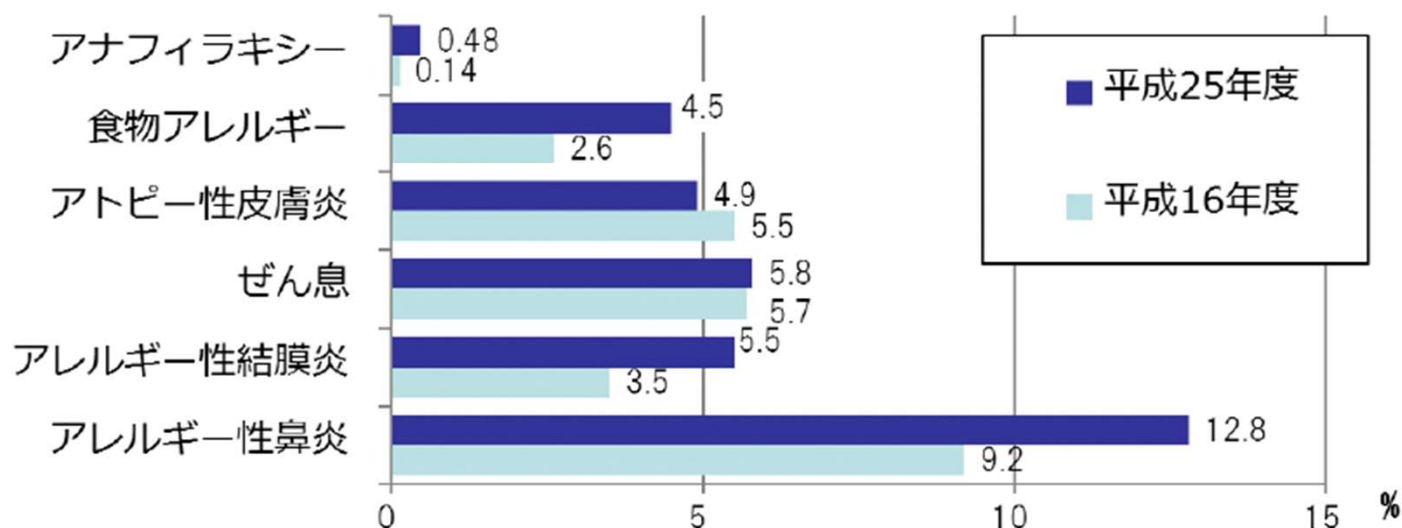


第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

（1）アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

- ア 国は、アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等（以下「保健師等」という。）がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、地方公共団体に対して、関係学会等と連携し講習の機会を確保することを求める。
- イ 国は、保健師等の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に対する教育を推進する。
- ウ 国は、保健師等のアレルギー疾患に係る知識及び技能の向上に資するため、これらの職種に関連する学会等が有する認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

児童生徒のアレルギー疾患有病率



文部科学省委託事業「学校生活における健康管理に関する調査」(平成25年度)

- ・ アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の子供が多数在籍している
- ・ 学校で給食を食べたとき、突然症状が現れる子供がいる
- ・ 症状が急速に変化し、重篤な症状に至ることもある

➡ **正しい知識と適切な対応を身に付ける必要がある**

～児童生徒が安心して学校生活を送るためには
全ての学校で取組が必要～

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

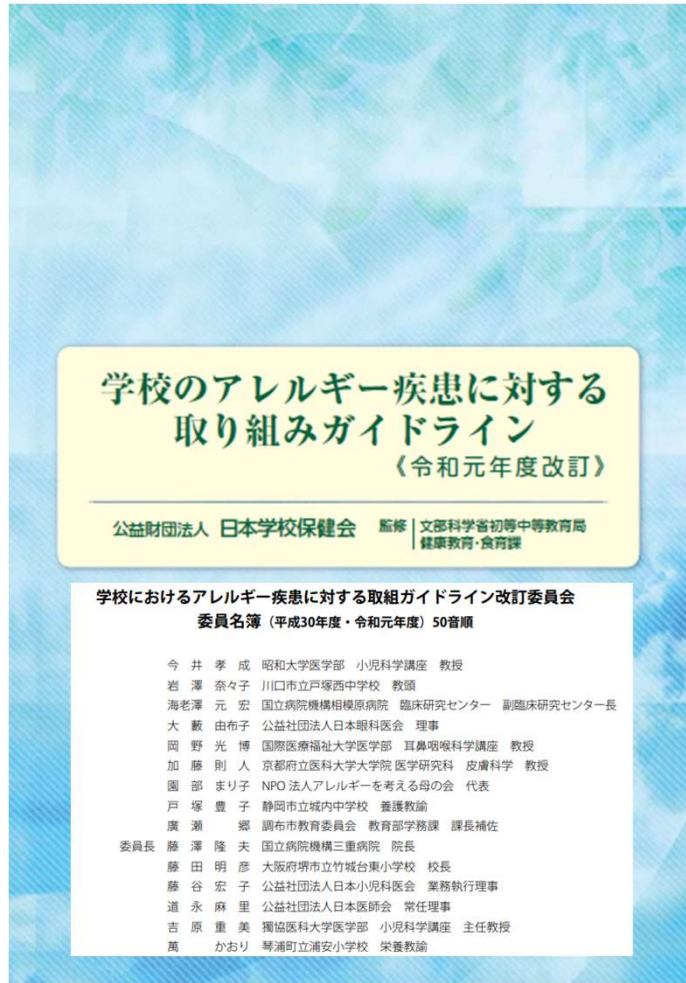
(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

エ 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブにおいても、職員等に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。

オ 国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、教育委員会等に対して、アレルギーを有する者、その家族及び学校等が共有している学校生活管理指導表等の情報について、医療機関、消防機関等とも平時から共有するよう促す。

カ 国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、必要となるアドレナリン自己注射薬の保有の必要性や注射のタイミング等の当該注射薬の使用方法について、医療従事者が、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者に啓発するよう促す。

学校のアレルギー疾患に対する 取り組みガイドライン



学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
 「公益財団法人日本学校保健会」

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

| アレルギー疾患 | 病型・治療 | 学校生活上の留意点 | 保護者 |
|---------------------|---|---|---|
| アナフィラキシー (あり/なし) | 食物アレルギー 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 保護者 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____ |
| | アレルギー性鼻炎 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | |
| 食物アレルギー (あり/なし) | 病型・治療 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 保護者 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____ |
| | アレルギー性鼻炎 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | |
| 気管支炎 (あり/なし) | 病型・治療 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 保護者 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____ |
| | アレルギー性鼻炎 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | |

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

| アレルギー疾患 | 病型・治療 | 学校生活上の留意点 | 保護者 |
|---------------------|---|---|---|
| アナフィラキシー (あり/なし) | 病型・治療 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 保護者 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____ |
| | アレルギー性鼻炎 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | |
| アレルギー性鼻炎 (あり/なし) | 病型・治療 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 保護者 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____ |
| | アレルギー性鼻炎 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | |
| アレルギー性鼻炎 (あり/なし) | 病型・治療 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 保護者 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____ |
| | アレルギー性鼻炎 1. 卵黄白 2. 口唇アレルギー 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | 学校生活上の留意点 1. 調理室 2. 管理の要 3. 食物アレルギー研究アライジー 4. その他() | |

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本冊に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等と共有することに同意します。

保護者氏名 _____

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

（3）災害時の対応

- ア 国及び地方公共団体は、平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。
- イ 国は、災害時において、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に関わる担当部署とアレルギー疾患対策を担当する部署が連携協力の上、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。
- ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。
- エ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

アレルギー疾患対策における地方公共団体の役割（まとめ）

- 基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努める
- アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定する
- 平常時に様々な規模の災害を想定した対応の準備を行い、災害時は速やかに対応する